様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	大阪歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人加藤学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
歯科衛生士専門課程	歯科衛生士学科	夜・通信	38単位 (892時間)	10単位 (240時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）　()　内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を併記している。					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表する（https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports）

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	大阪歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人加藤学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表する（https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports）

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	歯科医師 (1980.05.01～現在)	1995.03.14～ 令和 11 年度の定時評議員会の終結の時	カリキュラム作成に関するアドバイス
非常勤	歯科医師 (1988.04.01～現在)	2013.03.14～ 令和 11 年度の定時評議員会の終結の時	歯科医療業界の最新情報の提供
非常勤	歯科医師 (1994.04.01～現在)	2016.03.14～ 令和 11 年度の定時評議員会の終結の時	カリキュラム作成に関するアドバイス
非常勤	歯科医師 (1977.04.01～現在)	2016.03.14～ 令和 11 年度の定時評議員会の終結の時	歯科医療業界の最新情報の提供
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大阪歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人加藤学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

【授業計画書（シラバス）の作成に係る取組】

教務部において、社会情勢、歯科医療業界の動向及び人材ニーズ並びに歯科衛生士国家試験の出題傾向等を踏まえ、毎年度、教育課程編成方針の検討を行っている。

各科目の翌年度担当教員は、策定された教育課程編成方針に基づき授業内容の検討及び見直しを行い、その内容を授業計画書（シラバス）に反映している。

シラバスには、授業概要、到達目標、評価方法、授業スケジュール等を記載し、必要に応じて内容の修正を行っている。

【公表に係る取組】

授業計画書（シラバス）は、本校ホームページに掲載し、公表している。

学生に対しては、学生生活及び学修に関する注意事項（単位試験の実施方法、成績評価の方法並びに単位の取得に関する事項を含む。）をまとめた手引書『学生心得』を作成し、入学時に配布するとともに、オリエンテーションにおいてその内容を説明している。
また、授業計画書（シラバス）については、学期当初に各担当教員が授業内容及び評価方法について説明するとともに、本校ホームページで公開しているシラバスを参照できるようにしている。

授業計画書の公表方法	ホームページにて公表する （https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports）

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

学習の成果は、授業ごとの小テストや、定期試験又はレポート提出によって行う。（６０点以上を合格とする。）

また学生の学習意欲の把握については、定期試験ごとに個人面談を行い、学習方法についてアドバイスを行っている。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

大学等と同じく、
秀（100 点～90 点　GP4）　優（89 点～80 点　GP3）
良（79 点～70 点　GP2）　可（69 点～60 点　GP1）　不可（59 点以下　GP0）

と定めている。

毎年 GPA 及び累計 GPA を用いて、特待生の審議及び卒業時表彰者の審議を行っている。

客観的な指標の算出方法の公表方法	入学時、学生に配布する手引書『学生心得』に記載

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

【卒業の認定方針の策定に係る取組】
本校では、教育理念及び教育目標に基づき、卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、
・豊かな人間性と専門性を持ち、社会に貢献できる能力を有すること
・高度な知識と技術力を持ち、十分なコミュニケーション能力を有すること
・常に新しい知識と技術力を修得する向上心を有すること
・医療従事者として必要な職業倫理観を持ち、自らの責任で行動できること
を卒業時に身に付けるべき資質・能力として定めている。

【卒業の認定方針の公表に係る取組】
卒業認定方針はホームページに掲載し公表するとともに、卒業認定に関する基準については学則及び学生心得に記載の上、入学時のオリエンテーション及び授業担当教員による説明を通じて学生へ周知している。

【卒業の認定方針の適切な実施に係る取組】
各授業科目の成績評価は、試験、レポート、実習等により行い、成績評点 60 点以上を合格としている。
また、授業時間数の 3 分の 1 を超える欠席がある科目については受験資格を失う。
進級については、主要 3 科目（歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導）のうち 1 科目でも単位未修得の場合は留年とし、その他の科目を含め単位未修得科目が 3 科目以上となった場合も留年としている。
卒業認定については、学則に定める教育課程を履修し、卒業に必要な全ての科目の単位を修得した者について行っている。

卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公表するほか、入学時に学生へ配布する手引書『学生心得』に記載 （https://www.odhc.ac.jp/parents/）

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	大阪歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人加藤学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports
収支計算書又は損益計算書	https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports
財産目録	https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports
事業報告書	https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports
監事による監査報告（書）	https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	歯科衛生士専門課程	歯科衛生士学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	95単位	64単位		31単位		

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
150人	147人	0人	7人	55人	62人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教務部において次年度の教育課程及び授業内容の検討を行い、各科目担当教員が授業計画書（シラバス）を作成している。シラバスには授業概要、到達目標、授業方法、授業計画及び評価方法等を記載し、本校ホームページにて公表している。また、学期当初には各担当教員が授業内容及び評価方法について説明を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価は、各科目担当教員が筆記試験、実技試験、レポート、実習評価等により行う。評価方法は授業計画書（シラバス）に明示しており、試験結果、実習結果及び履修状況を総合的に勘案して評価する。成績評点60点以上を合格、59点以下を不合格として単位認定を行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業及び進級の認定基準は学則及び手引書『学生心得』に定めている。単位試験については、当該科目の授業時間数の3分の1を超えて欠席した場合は受験資格を失う。また、主要3科目（歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導）については1科目でも単位未修得の場合は留年とし、各学年において単位未修得科目数が3科目以上となった場合も留年としている。卒業認定は、所定の教育課程を履修し、卒業に必要な全ての科目の単位を修得した者に対して行っている。

学修支援等
（概要） 新入生に対するオリエンテーションを実施するとともに、担任・副担任による個別面談を通じて学修面及び学生生活全般に関する支援を行っている。また、成績不振者に対しては個別指導を実施し、学力向上及び歯科衛生士国家試験合格に向けた支援を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
45 人 （100%）	0 人 （ 0%）	42 人 （ 93.3%）	3 人 （ 6.7%）
（主な就職、業界等） 診療所（歯科）　総合病院（歯科）			
（就職指導内容） 就職担当教員による個別面談を実施し、学生一人ひとりの希望進路を確認しながら求人情報の提供や就職活動に関する指導を行っている。 また、外部講師を招き、就職活動に必要なマナーや身だしなみ等に関する講習会も実施している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士免許（国家資格）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
146 人	8 人	5.5%
（中途退学の主な理由） 成績不良		
（中退防止・中退者支援のための取組） 新入学時及び各定期試験終了後に個別面談を実施し、学習状況や学生生活の状況を確認するとともに、学習方法や生活面について助言を行っている。また、必要に応じて担任・副担任、学生及び保護者による面談を実施し、中途退学の防止及び修学継続に向けた支援を行っている。		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士学科	160,000 円	590,000 円	260,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ） 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
本校臨床実習指導者等の歯科医療関係者により、当該年度の教育活動及び学習成果について学校関係者評価を実施している。評価結果を踏まえ、教育内容及びカリキュラムに関する意見や助言を受け、教育活動の改善に活用している。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
加藤歯科	2014.03.14～ 2029.03.13（任期更新）	歯科医師
寺澤デンタルクリニック	2014.03.14～ 2029.03.13（任期更新）	歯科医師
加藤歯科	2018.03.14～ 2029.03.13（任期更新）	歯科医師
フリーランス	2018.03.14～ 2029.03.13（任期更新）	歯科衛生士
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.odhc.ac.jp/access/#Reports		
（備考）		
第三者評価は実施しておらず、評価の基本方針および評価の委員については学校関係者評価(令和６年度)の内容を記載している。		

ｃ） 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.odhc.ac.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H127310000406
学校名（○○大学 等）	大阪歯科衛生士専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人加藤学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		53人（ 20 ）人	52人（ 19 ）人	56人（ 22 ）人
内訳	第Ⅰ区分	28人	29人	
	（うち多子世帯）	（ ― 人）	（ ― 人）	
	第Ⅱ区分	― 人	― 人	
	（うち多子世帯）	（ ― 人）	（ ― 人）	
	第Ⅲ区分	― 人	― 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	― 人	― 人	
	区分外（多子世帯）	― 人	― 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				56人（ 22 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	― 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	― 人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	― 人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	― 人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。